平成２３年（フ）第４８号
秋田県横手市大雄字八柏家間43番地
債務者　益子　由香
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２１９号
函館市金堀町４番４―401号
債務者　小辻　俊也
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２０号
函館市金堀町４番４―401号
債務者　小辻みずえ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
函館市時任町６番14号
債務者　小鹿　信行
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
群馬県太田市富沢町362番地５
債務者　荒井　正一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３４１号
埼玉県所沢市緑町４丁目38番３―207号　煉瓦館60
債務者　小沼　大門
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８０号
埼玉県桶川市神明１丁目８番４号　あかつきＡ―102号、旧住所埼玉県比企郡吉見町大字江和井1644番地35
債務者　萩原　拓也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９４号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町６丁目４番10号
債務者　里見　由美（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
埼玉県所沢市泉町1792番地の12　ロイヤルステージ新所沢306
債務者　関　　和広
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８８号
埼玉県川越市大字中福722番地18
債務者　尾崎美和子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９号
栃木県佐野市栃本町1582―６　石田方、住民票上の住所群馬県館林市栄町17番３号　亀山アパート西側
債務者　芦辺まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１８号
岩手県久慈市畑田第26地割25番地33
債務者　三河　昌幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第６１２号
東京都八王子市弐分方町261番地12
債務者　請川　意次
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９９号
大阪市淀川区木川西１丁目12番４号
債務者　島田　公将
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９０号
大阪府寝屋川市萱島信和町８番６号
債務者　湊　　博之
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０号
横浜市緑区鴨居町2610番地８
債務者　竹内　健一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４６号
横浜市鶴見区生麦１丁目14番50―607号
債務者　松岡　啓志
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部